

みなさんにとって身近な税金、自動車税に関してのお話です。

+:. . . :+ *+:. :+* *+:. . . ○○ ○○. . . :* *+:. :+* *+:. . . :+*

5月は自動車税の納期です

自動車税の納税通知書は5月2日に発送されます。
お手元に届きましたら、5月31日（火）までに
お近くの金融機関等でお納めください。

+:. . . :+ *+:. :+* *+:. . . ○○ ○○. . . :* *+:. :+* *+:. . . :+*

Q1 自動車税は誰が払うの？

平成28年4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に納税義務があります。

また、年度途中で譲渡等で自動車を手放した場合でも、4月1日現在の所有者に一年分の納税義務があります。

Q2 年度途中で廃車した場合はどうなるの？

年度の途中で廃車にした場合は、抹消登録が行われた月の翌月分から月割計算で減額となります。既に税金を納めていただいている場合は還付されません。

もし、所有する自動車に乗らなくなったときは、必ず廃車手続きをお願い

Q3 減免制度はあるか？

障害者手帳等をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、減免を受けられる制度があります。減免申請がお済みでない方を対象として、5月31日

詳しくは、東京都自動車税コールセンター（03-3525-4066）又は支庁総務課税務担当(2-4411)へご相談、お問い合わせください。また、軽自動車に関するお問い合わせは町村役場へお願いします。